

一般財団法人サンクゼール財団 助成事業選考基準規程

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人サンクゼール財団（以下、「当財団」という）の選考委員会規程第6条に規定する助成事業選考基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（選考基準）

- 1 助成金を申請した団体及び個人に対し、提出された書類や、当財団が必要に応じて申請団体及び個人に対して行う調査をもとに総合的に判定し、助成対象団体を選考する。
- 2 助成金交付選考基準は、次のとおりとする。
 - ① 活動の目的と社会的意義に関する判断基準
活動の目的が明確であり、社会課題の解消のために意義のある活動であると見込まれること
 - ② 活動の実現性に関する判断基準
活動計画が具体的で収支計画が適切であること
 - ③ 当財団の理念及び目的に関する判断基準
活動目的や活動内容が当財団の理念及び目的に合致していること
 - ④ 申請団体及び個人の信頼性、健全性に関する判断基準
活動実態及び財務状況が明確であり、組織としての信頼性や財務・運営の健全性があると見込まれること
 - ⑤ 申請団体及び個人の規模に関する判断基準
規模的に助成が必要であると見込まれること

第3条（選考方法）

- 1 選考は、事務局が応募提出書類の確認及び整理を行ったうえで、選考委員会が第2条の選考基準に基づき書類選考を行う。なお、必要に応じて電話・メール、直接訪問等による調査を行う場合もある。
- 2 事務局は応募提出書類の状況及び内容について、以下項目の確認を行う。その際、さらに詳しい書類等の提出を求めることがある。
 - ① 応募要項に定める提出書類が整っているか
 - ② 応募要項に定める助成対象団体及び助成対象団体に求められる条件に合致しているか
 - ③ 申請前及び審査結果通知日前に購入又は着手したものに該当しないか
 - ④ 他団体に重複して申請していないか
 - ⑤ 助成対象外経費が含まれていないか
 - ⑥ 反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請に該当しないか

- 3 選考委員会は、選考委員が第2条第2項による選考の評価点をもとに総合的な観点から評価及び順位を定め、上位者から順次、助成金の交付対象者を選考する。理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。
- 4 採否の理由に対する問い合わせには応じないものとする。

第4条（選考基準の改廃）

この規程の改廃は、代表理事が起案し、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会が別に定める。
- 2 この規程は、2025年4月22日から施行する。